

# 『電気通信業務』

## 安全衛生のポイント

### 電動工具の取扱い

#### (1) チェーンソー



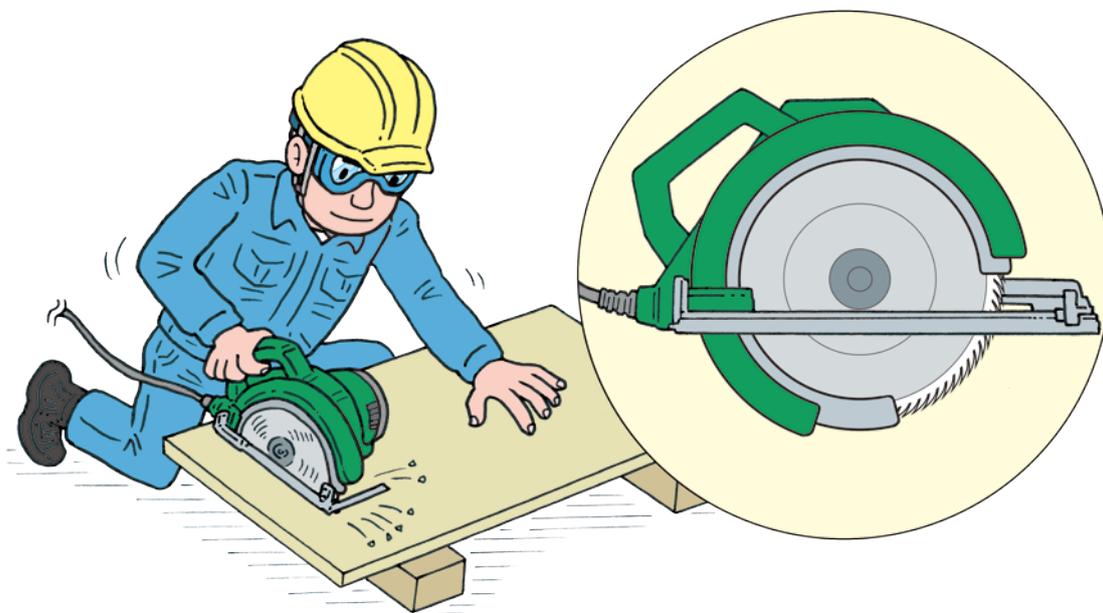
保護帽	保護帽を正しく着用します。
保護メガネ	保護メガネやセーフティゴーグルを着用します。
防振手袋	防振性のある手袋を着用します。
安全靴	丈夫で滑りにくい安全靴を着用します。
服装	<ul style="list-style-type: none"> <li>①季節や天候に応じた暖かな服装を着用します。</li> <li>②身体に合い、手・足首等、裾締まりのしっかりとしたものにします。</li> <li>③手袋や靴下、その他保温性のよいものを着用します。</li> <li>④切創防止用保護衣を着用します。</li> </ul>
耳栓	騒音防止用の耳栓やイヤプロテクター等を付けます。
特別教育	チェーンソー作業は「チェーンソー作業従事者特別教育」を受けた者が行います。

## (2) 刈払機



保護帽	保護帽を正しく着用します。
保護メガネ	保護メガネ（ゴーグル）やセーフティゴーグルを着用します。
腕力バー	腕カバーを着用します。
防振手袋	防振性のある手袋を着用します。
安全靴	丈夫で滑りにくい安全靴を着用します。
耳栓	騒音防止用の耳栓やイヤプロテクターを付けます。
呼子（笛）	連絡・合図用に常に携帯します。
すねあて	すねあてを正しく着用します。
安全衛生教育	刈払機取扱いについての安全衛生教育を受けた者が行います。

### (3) 携帯用丸のこ



#### 守るべきこと

- ①作業前にケーブルの位置を確認します。
- ②歯の破損、ボルトやネジに緩みがないものを使用します。
- ③キャブタイヤケーブルの損傷の有無、アースの設置を確認します。
- ④保護カバーの状態やブレーキの効き具合を確認します。
- ⑤安定した台の上で作業します。手に持ったまま作業してはいけません。
- ⑥手袋をしての作業は禁止です。
- ⑦丸のこ使用中に異常音があったときは、作業を中断し、点検します。
- ⑧ 歯を回転させたまま丸のこを移動してはいけません。

## (4) 振動工具 (ランマー、バイブレーションドリル等)

ランマー、バイブレーションドリル等の振動工具の使用により、手指や腕のしびれ、冷え、こわばりなどの振動障害が発生する危険があります。

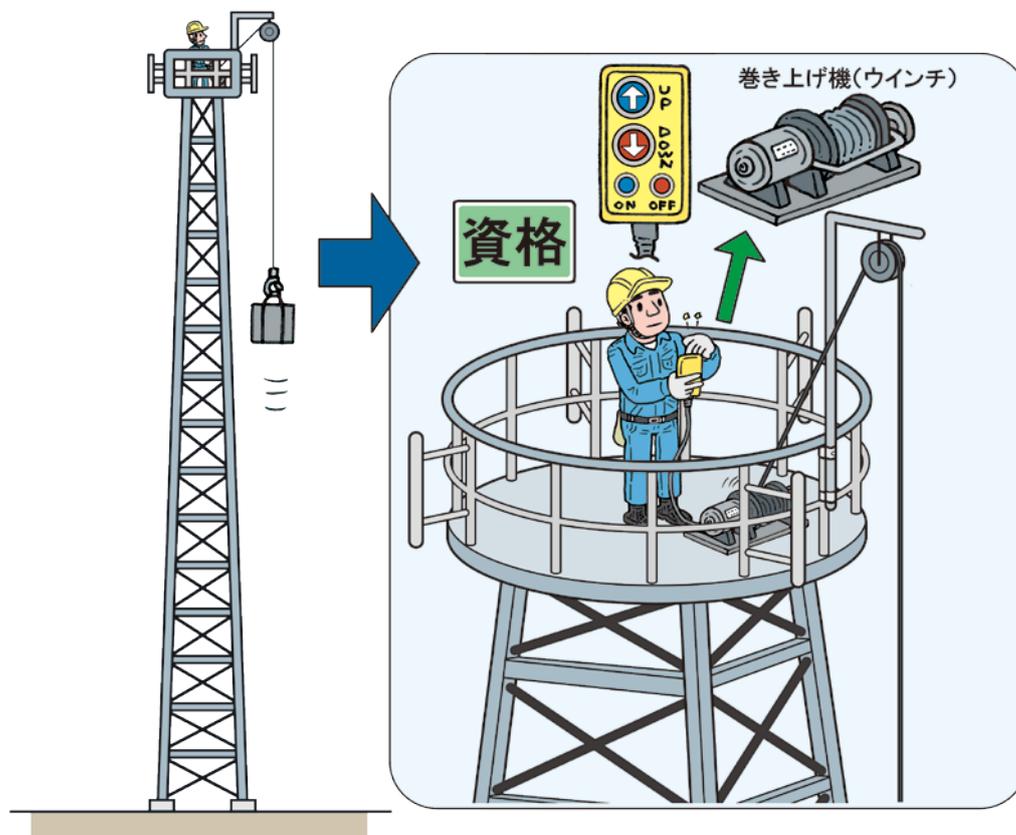


### 守るべきこと

- ①振動工具を使用する作業は、振動工具の取扱いに関する安全衛生教育を受けた者が行います。
- ②振動工具は、振動や騒音ができる限り少なく軽量なものを選び、定期的に点検・整備してください。
- ③防振手袋、耳栓などの保護具を使用してください。

## (5) 巻き上げ機 (ウインチ)

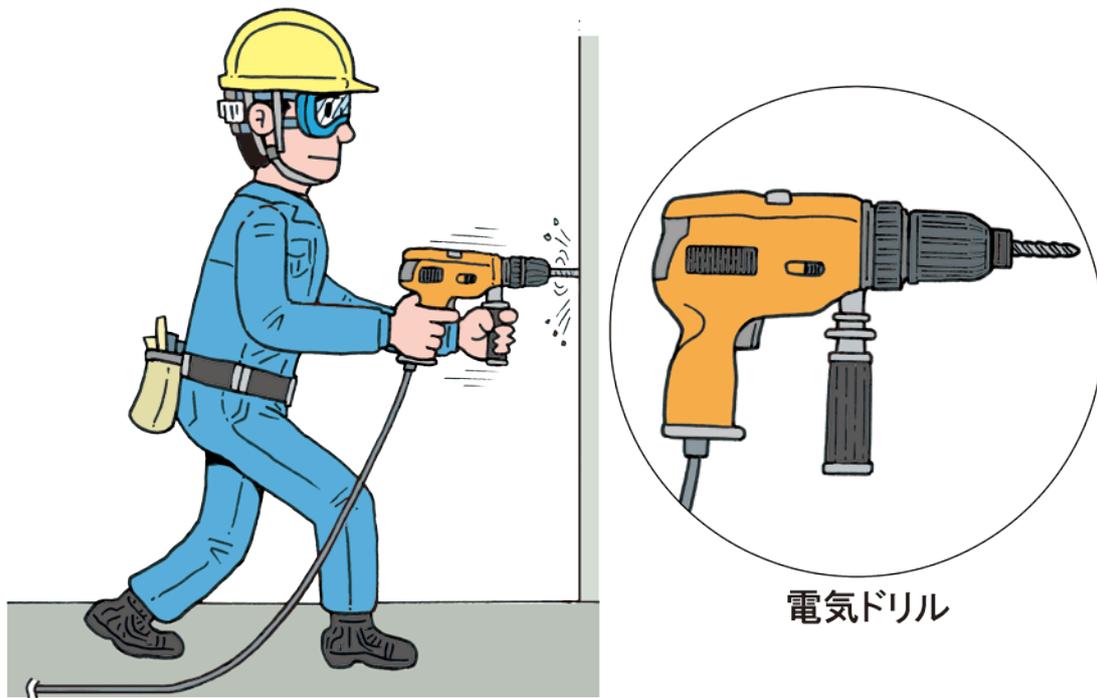
資材等の上げ下ろしなどにおいて、巻き上げ機 (ウインチ) が使われており、取扱い方法を間違ったり、作業中の不注意などから、災害の危険があります。



### 守るべきこと

巻き上げ機 (ウインチ) は、「特別教育」を修了した者が運転します。

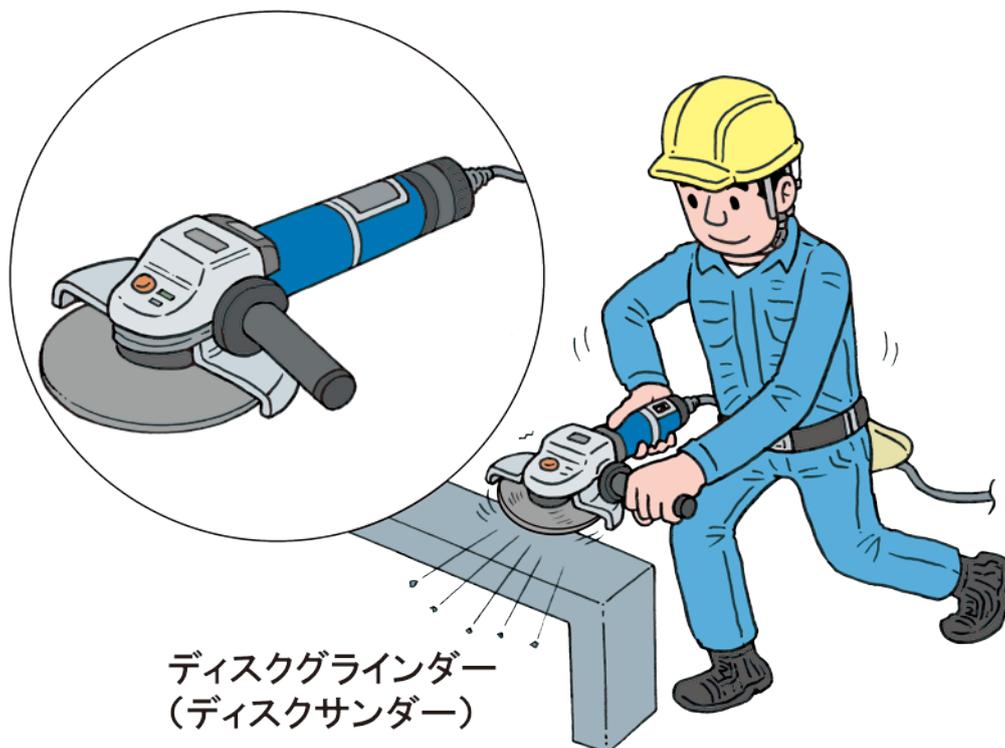
## (6) 電動ドリル



### 守るべきこと

- ① 錐の損傷の有無、スイッチの作動に異常はないかを確認します。
- ② ドリルは体の正面で使用します。
- ③ 垂直面に穴をあける場合は、反対側に人がいないことを確認します。
- ④ 材料は固定して作業します。
- ⑤ 使用時に異常な音や振動があったときは、作業を中断します。
- ⑥ キャブタイヤケーブルの損傷の有無、アースの設置を確認します。
- ⑦ 移動中は、ドリルのスイッチを切ります。
- ⑧ 使用していないときは、プラグをコンセントから抜きます。

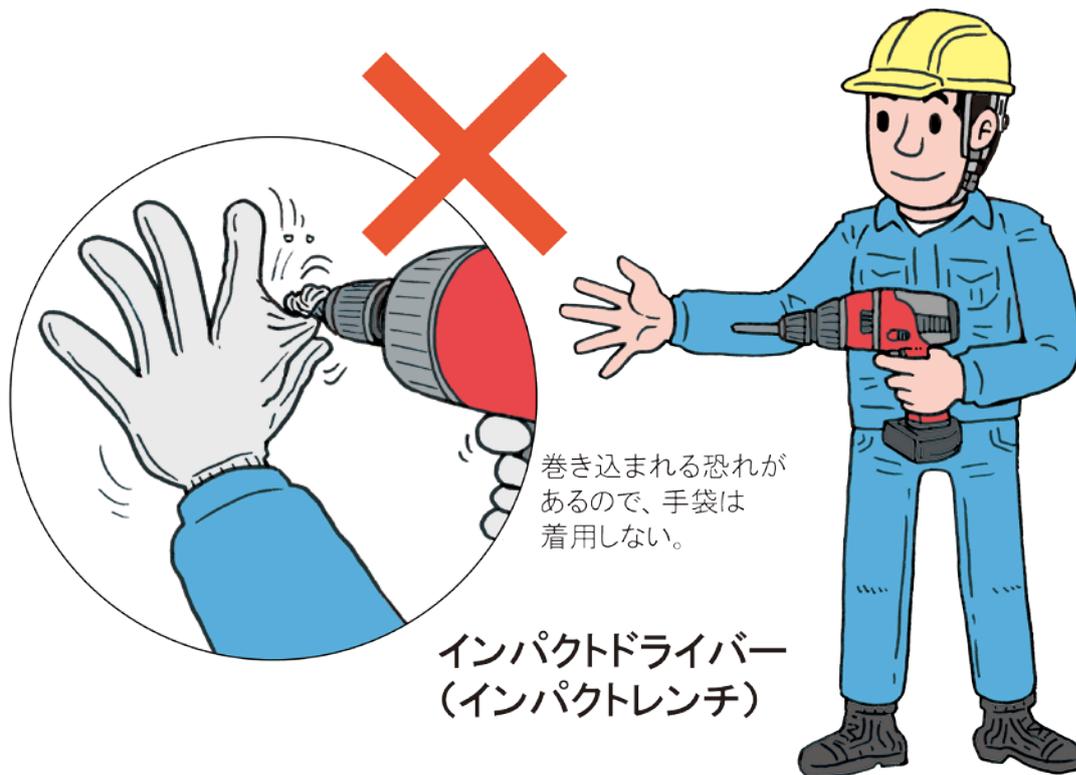
## (7) ディスクグラインダー



### 守るべきこと

- ① ディスクグラインダーは両手でしっかり持って作業を行います。
- ② 研削といしの取替え又は取替え時の試運転の業務は特別教育の受講が必要です。
- ② 研削といしについて、その日の作業を開始する前に1分以上、といしを取替えたときは3分以上試運転を行います。

## (8) インパクトドライバー (インパクトレンチ)



### 守るべきこと

- ①インパクトドライバー等の電動工具の使用中は、絶対に回転部に手足や身体を近づけてはいけません。
- ②回転するインパクトドライバーのビット (軸) に手が巻き込まれるおそれがあるため、手袋は着用してはいけません。
- ③インパクトドライバー等の振動工具を使用する作業は、振動工具の取扱いに関する安全衛生教育を受けた者が行います。